服装・異装

1. 準備期間の登下校の服装(休日を含む)

- (1) 登下校時の服装は制服のみである。ただし、休日準備の登下校の際は体育ジャージ、 部活動のユニフォームも認める。 クラスユニフォームないし私服は認めない。
- (2) 部活動で登校する場合の服装については、各部顧問の指示に従う。
- (3) 作業中、制服が汚れることを避けるため着替える場合は、学校指定の体操服、ジャージ、部活動時の服装、クラスユニフォームのいずれかを着用する。

2. 当日の服装

(1) 服装の種類

次の4種類のみ認める。

- 1. 制 服
- 2. 体操服・ジャージ
- 3. クラスユニフォーム(下半身は制服。男子はスラックス、女子はスカート)
- 4. 申請し許可を得た異装
- (2) 体育館集合時の服装

次の通りにする。なお、制服の下にクラスユニフォームを着用してはならない。点呼の際、担任と実行委員が確認し指導する。

開会式・SHR:制服、クラスユニフォーム

閉 会 式:クラスユニフォーム

注 意 制服、クラスユニフォームの着用に際して、極端な加工があるときは、 異装としてみなされ、指導の対象となる。

(3) その他の服装

異装の許可を得ていない私服を着用してはならない。

(4) 寄せ書きなど

クラスユニフォームの加工ないし寄せ書きは、これを禁止する。

(5) 髪型

普段と同様、良識のあるものにする。

(6) 当日の登下校時の服装

1日目、2日目のすべての登下校時は、制服を着用する。

3. 異装の定義

- (1) 異装とは、以下 3 種以外の服装のことである。
 - 1. 制 服
 - 2. 学校指定の体操服・ジャージ
 - 3. クラスユニフォーム

以上 3 種については、普段の学校生活と同様である。これ以外の、普段許可されえないもの(すべての髪を編み込むなど極端な髪型の加工、帽子や手袋の着用など)については、異装としてあらかじめ申請する。

- 1. 服装が、普段の学校生活で特別に指導されない状態である 異装ではない
- 2. クラスユニフォームを、体育大会ないし球技大会と同様に着用する 異装ではない
- 3. 髪型を極端に加工する

異装である(体育大会ないし球技大会では認められない) 4. クラスユニフォームを着用しながら、私服のスカートを着用する

- 異装である (スカートが制服でない。「2. 当日の服装 (1) 3」を参照のこと)
- (2) 異装は、以下の場合にのみ認められる。
 - 1. PR
 - 2. 一般公開時の展示 (ただし展示場内のみ)
 - 3. 一般公開の準備 (映像撮影など)

これら以外の場合においては異装をしてはならない。

4. 諸注意と手続き

- (1) 異装については、職員との協議により一定の規制を行う。「異装申請書」を生徒会本部に提出したのち、生徒課で審査し、職員会議で最終決定を下す。なお、不備のあるものは差し戻し、再び提出する。
- (2) 異装は展示内容に沿うもののみ認められる。
- (3) ペイント、顔面を覆うことにより人物を特定できないものは、これを禁止する。
- (4) 異装の内容については、覆う程度、生徒の活動場所の制限、キャラクターの展示テーマへの存在意義などにより、条件を付加したうえで認められるものもある。
- (5) 異装を着用する者は、常に身分証明書を携帯する。